

## 別表第7（第3条関係）

公的賃貸住宅型  
（中間管理住宅）

補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有する又は借り受ける空き家（公営住宅を除く。）を、公的住宅等（注1）として活用するために行う改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	9,324,000円／戸  （ただし、こうち健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円／戸）
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	<p>① 改修後の上部構造評点が1.0以上である等、耐震性が確保されているもの。</p> <p>② 改修後の断熱等性能等級が3以上である、又は断熱改修工事（別添空き家活用リフォーム設計基準【標準型】）を実施するもの。</p> <p>③ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上である等、耐震改修工事及び断熱改修工事を実施する必要がない場合にあつては、高齢化対応等、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注2）を実施するもの。</p> <p>ア バリアフリー工事 イ トイレの水洗化工事 ウ 内装木質化工事</p> <p>④ 借り受ける空き家については、事業完了後、補助事業者が公的住宅等として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの。</p> <p>⑤ 対象となる空き家に、明らかな法令違反がないこと（ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。）。</p> <p>⑥ 当該事業を同一年度内に5以上実施する市町村にあつては、1以上を「こうち健康・省エネ住宅」として再生する市町村に限る。</p>
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注1）公的住宅等のうち「就寝の用に供する居室を存し、かつ、地域活性化のための計画的利用に供される建築物」は、滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限る。

（注2）改修工事は、別添の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。